

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	常陸国真壁郡家の探究
Author(s)	豊崎, 卓
Citation	茨城大学文理学部紀要. 人文科学(17): 21-28
Issue Date	1966-12-10
URL	http://hdl.handle.net/10109/10233
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

常陸国真壁郡家の探究

豊 崎 卓

目 次

序 説

- 一 白壁郡の存否
 - 二 郡家設置以前の真壁郡
 - 三 真壁（白壁）郡家の所在
 - 四 郡司の系譜
 - 五 大國玉神社と郷造神社
 - 六 谷貝廃寺址と源法寺廃寺址
 - 七 糸里制の遺構
- 結 語

序 説

常陸国真壁郡は筑波山の西方に位置する。筑波・足尾・加波の連山の山麓と、西側に展開する平野地帯から成る。山裾を桜川が北から南に流れて霞ヶ浦に注いでいる。

倭名鈔をみると、真壁は風土記では白壁に作り、清寧天皇の御名によって、白髪部を諸国に置いたので、この地もまたその一つであったろうと記されてある。また統日本紀延暦三年の詔に「先帝の諱を避けて白髪部の姓を改めて真髪部とした」とみえるので、この時本郡も真壁と改称

常陸国真壁郡家の探究——豊崎

されたのであろう。この郡の四至は常陸風土記と倭名鈔によれば、東は筑波郡、南は毛野河、西北は新治郡に隣接し、神代、真壁、長貫、伴部大苑、大林、伊讃の七郷より成っていた。降って文禄検地の際に新治西郡伊佐の地を加え、元禄中に西河内郡を併せた。こうして東は足尾・加波の諸山によって新治郡と境し、西は絹川をもって結城郡に接し、北は茨城郡及び下野芳賀郡に隣り、南は筑波郡及び下総豊田郡に接し、東南は筑波山下に至り、次第に拡大された。現在の真壁郡は真壁町・明野町・協和町・関城町及び大和村の四町一ヶ村である。

さて以上のように真壁はもと白壁と称したと考えられるが、最近「白壁郡」は存在しなかったという説が強くなり、或は削除され、或は削るべきであると述べられるに至った。それでは果して白壁郡は存在しなかったのであろうか。白壁郡存否の問題を再検討する必要に迫られた。

若し存在したとすれば、その郡家はどこに置かれたか。これをめぐる郡の歴史的背景をも探究してみたかったのである。

一 白壁郡の存否

常陸風土記の中に白壁郡の項があるが、「白壁郡」は果して存在していたかどうかという点に一つの問題がある。昭和の初め頃から白壁郡の存在に疑問がもたれ、最近では常陸風土記の本文から削るべきであると

なしましたは削除してしまつた書物もある。白壁郡は削除することが正しいかどうか慎重に再検討してみる必要がある。

(1) 標註古風土記（昭和五年刊）の白壁郡の条に、

白壁郡 東筑波郡 南毛野河、西北並新治郡

とあり、これに補註を加えた後藤蔵四郎氏は次の如く述べて白壁郡の存在を疑っている。

白壁郡及び、その割註はいぶかし。白壁郡の三字は、諸本に無く、塙保己一の刊行本に依りて、補ひしもの由。白壁郡が、和名抄の真壁郡と同一ならば、「東は筑波郡、南は毛野河」といふ割註は、全くの誤りにして、「東は茨城郡、南は筑波郡」とあるべきなり。割註の十四字を、勝波江の四至に、比較して見るに、殆んど同様にして、只「良白壁郡」と言ふのみ無し、仍つて思ふに、割註の十四字は、勝波江の四至に当るものが、此処に紛入したるか、又は後人の誤れる者によりて、書加へしものならん。而して、風土記時代に於ける、白壁郡の存在には猶疑あり。

この補註の『「東は筑波郡、南は毛野河」といふ割註は、全くの誤りにして、「東は茨城郡、南は筑波郡」とあるべきなり』という点を強張しているが、こたわり過ぎる感じである。古代人は恐らく白壁郡の東方は大まかにみて筑波郡と書いたのではあるまいか。確かに現在の地理から云えば、東は茨城郡（現在の新治郡八郷町）南は筑波郡とした方が正しいと思う。しかしながら割註が誤っているからと云つても白壁郡が存在しなかつたとは云えないのではあるまいか。

(2) 常陸国風土記新講（昭和三十一年刊）には、
白壁郡 東は筑波の郡、南は毛野河、とみえ、
西北は並に新治の郡
余説では次のように説明している。

白壁郡の三字は諸本になく、塙保己一の刊本に依つて補つた由である。栗田博士は今の真壁郡であると云われたが、さすれば割註は「東

は茨城郡、南は筑波郡」となくてはならない。之を後章一〇の河内郡の割註と比較すると殆ど同様である。そこでこの割註は河内郡のものが紛れて入つたものである。後藤蔵四郎氏も風土記時代の白壁郡の存在には疑があると云つて居られる。

(3) 日本古典文学大系の風土記（昭和三十三年刊）では白壁郡の項を本文から削除してしまつた。

(4) 日本古典全書の風土記上（昭和三十四年刊）には新治郡の項に白壁郡を「白壁郡 東茨城郡 南毛野河」と記載しているが、割註は標註古風土記の筑波郡を茨城郡に訂正した。そして頭註では白壁郡の項、底「諸本脱今据三本（群）補之」とあるが、削るべきであると述べている。

(5) 常陸風土記の歴史的地理的研究には触れてなく、また大日本地名辞典には新編常陸国誌と郡郷考を引用したのみである。

以上の如く昭和五年に後藤蔵四郎氏が白壁郡の存在に疑問を投じてから、諸著は何れもこれを疑い或は削るべきものとなし、さらには全く削除してしまつた。それでは果して白壁郡は存在しなかつたのであろうか。

標註古風土記の白壁郡の項の註一に

白壁郡、諸本脱。今据三本補之。按、白壁郡即今真壁郡也。続日本紀延暦四年詔、改三姓白髪部為三真髪部、是避三光仁天皇諱也。拠此則郡名亦當時所改也。

とあり、註二に

白壁郡、四至のみを存せれば、建置の時代知りがたし。されど新治の地をさきて一郡とせられしものなるべし。和名抄、真壁郡に七郷あり、神代、真壁、長貫、伴部、大苑、大林、伊讚とみゆ。

と記されている。栗田寛博士の註によれば、延暦四年以前に白壁郡と呼ばれ、以後真壁郡と改称されて現在に至つたといふのである。したがって白壁郡の存在を明瞭に認めていると云つてよからう。

次に新編常陸国誌の巻三を挿いてみよう。

今に真壁と称す。是地在古郡家のありし所にて、古城の地は、蓋其趾なり。中世大塚家の族真壁氏郡家を以て居城とし、数代ここに居るこれを真壁城と称す。今の古城の地也。(一木氏文書、鎌倉大草紙、奥羽永慶軍記等諸書に見ゆ)

とあり、さらに郡郷考、上巻、真壁郷の条に

今古城村是也。東は葦穂、加波等の連山抱擁し、一郡の中間に在て形勝の地なり。郡家にて郷をも兼ねたるは出雲風土記郡家掘、此とある例なり。其西隣町屋村を今専真壁と称し、商賈湊集の地なり。

と述べてある。すなわち真壁郡が置かれていたので、これを管理する真壁郡家が真壁郷に設置されてあったのである。さらに新編常陸国誌(巻八)真壁故城の項をみると、

此地古へ真壁郡家の所在にして、今猶古瓦を出す。真壁郡の三字を鐫す(郡郷考、旧記)

とある。若しこれらの記載に大きな誤がないとすれば、文獻記録と出土遺物が合致することになり郡衙の地が後に古城となったと推断を下さざるを得ないのである。

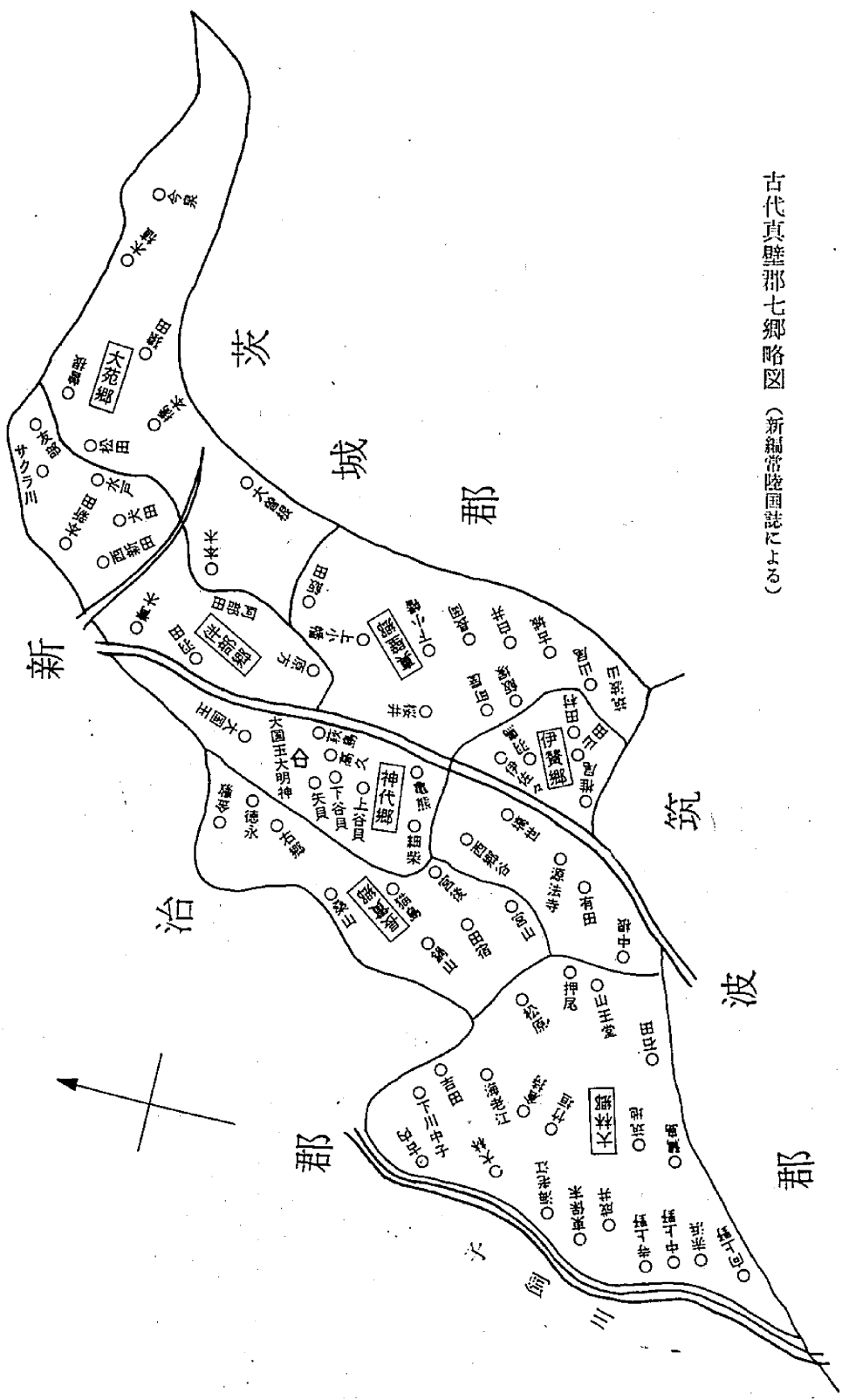
これを要するに、白壁郡の存在は塙保己一が群書を調べてその存在を認め、のち水戸の学者たちが研究し、西野宣明が新正常陸国風土記に記載した。さらに栗田寛博士は白壁郡が延暦四年に真壁郡と改称されたことを確かめ、和名鈔にその四至が明記され、神代、真壁、長貫、伴部、大苑、大林、伊讀の七郷から成っていたことを指摘された。以上の如く私は文獻記録を慎重に検討し、現地調査を行ない、地理学的、民俗学的、考古学的な広い角度から考察を進めた結果、白壁郡は大化改新の制に基づき設置され、延暦四年まで明らかに存在していたと考えるものである。

二 郡家設置以前の真壁郡

真壁郡の縄文式文化の遺跡は筑波・足尾・加波連山の西裾まわりにみられる。大和村の阿部田・高森、真壁町の古城・羽鳥・東山田・下谷貝明野町の宮山・倉持・上野などである。弥生式文化の遺跡は乏しいが大和村の秋山、真壁町の東山田にある。古墳時代の遺跡は連山の山麓真壁町北から白井・飯塚・椎尾及び椎尾から下館に至る間、すなわち明野町宮山・勝宮・田宿・吉間があげられる。前代と比べると、人間生活は低地に展開したことがうかがえる。古墳のうち前方後円墳は必ずしも多くはないが、真壁町飯塚に一基、北椎尾に二基、明野町宮山に一基、吉間に二基を数える。その中宮山の胴塚山古墳はかなり大きい。昭和二十四年二月六日調査したが、この古墳は胴塚山と呼ぶ丘陵上に前方部を西に向けて東西に横たわっていた。丘陵の西側に細い流れがあり、西・北・南は水田であった。塚上には駒形神社が祭られ、さらに丘陵北端の石倉山には鹿島神社が鎮座していた。全長は九十八メートル後円部は削られていたが直径五十メートルを越え、前方部の尖端線は四十五メートル、後円部の高さ六メートル、前方部の高さ四メートルであった。その外前方部から少し離れて陪冢と云われる直径五メートル、高さ二・五メートルの円墳もあった。周辺の勝宮・田宿の部落にも古墳群がある。この地は古く長貫郷に属し、のち長讀村に入り現在は明野町となった。遺跡遺物から考察すると、この郷は真壁郡七郷のうちでは伊讀郷と並んで古墳時代の中心地であったろうと推測されるのである。

しかるに大化改新から奈良・平安時代になると真壁の郷に政治、文化の中心が移動したようである。いまの真壁町古城とその西北四キロの下谷貝、西南四キロの源法寺及び南方三キロの羽鳥(日月庵寺)にそれぞれ布目瓦が出土するから壮大な寺院などが建っていたのである。これらの古瓦を焼いたと思われる瓦窯址が桃山中学校建設の際に発見されたことも注意してよからう。かくして平安時代に将門と争った平良兼が羽鳥

古代真壁郡七郷略図(新編常陸國誌による)



に居城を構え、また紫尾葉王院、最勝王寺の古刹の存することは決して偶然ではあるまい。かく考えるとき古城の地はまさに扇の要のような地理的条件を具えていたことがわかるのである。

三 真壁「白壁」郡家の所在

真壁古城は町の東部にあり、北・東・南は水田に囲まれた広大な畑地で、その面積は凡そ三十畝と云われる。本丸は約一畝、堀跡を残し中に稲荷社がある。いまそこには焼けただけやきの老木が立っておりとくに人目をひく。地名は本丸、二の丸、仲城、館、陣屋、大手前、田中瀬戸などがあり古城の面影を留める。館の地の広さは七、八畝、陣屋は一畝、後世の浅野氏、牧野氏の陣屋跡である。四五〇—四六〇番地に鹿島神社があり、東の山麓には五所神社と真壁氏累代の菩提寺がある。

さて広い畑地をまわってみると、各所に細かい縄文土器の破片が散乱していた。縄文式文化の住居址であったのであろう。本丸の所は土壇状に一段高くなっているのは古城時代の建造物址であらう。その他古瓦類の破片は見当らなかつた。古老たちに尋ねると、真壁町は古く白壁と称し、古城のあたりが最も古く次第に西側に発展し現在に及んだのだと答えてくれた。なお発掘すれば、古瓦類や蔵骨器、倉庫址群も発見されるのではないかと思われる。

以上の探究を総合すれば、真壁郡家はここ以外の所に置いたとは考えられない。要するに真壁城築造以前にこの地に真壁郡家が置かれていたと考えるを得ないのである。設置の年代は明らかではないが、白壁郡は大化改新の際に新治国から分離し独立したのであるから、改新を下ることそう遠い年代ではあるまい。郡衙の敷地は他のそれと比較すれば恐らく三畝と判断される。郡衙は始めは草葺か、板葺屋根の大きな建物であったろうが、布目の古瓦が出たことを思えば、奈良・平安時代に及んで瓦葺きの壮大な郡衙が完成し、以後平安末まで長い間政令の出づる所

であったと考えられるのである。

四 郡司の系譜

常陸風土記には白壁郡の郡名のみでその本文を欠いているため、郡司が誰であったかを知ることは容易ではない。

常陸志料郡考の真壁郡の条に次の記載がある。

此国造は絶て見る所なし今昔物語康保天延の頃本国相撲の最手に真髪成村及子為成あり、長元中に源頼信が平忠常を伐たる時、河を渉りて先導したる真髪高文あるは若や本郡郡司の族なりしか。

この文の始めに「此国造は絶て見る所なし」と記しているが、もつこの郡は新治郡より分れたので、真壁郡はもと新治国造の領内であったのである。

次に新編常陸国誌 卷九の真髪部の項に、新治国造は、天穗日命の後昆奈良珠より出でたり。真壁は新治より分置したる所なれば、新治国造の子弟。分れて真壁郡領に任じ、真髪部氏を賜はりしなるべし。とみえる。以上によつてともかく白壁郡の郡領は後に真髪部氏の姓を賜わり、真髪を名のつたとすれば、たとえ系譜は明らかでないとしても、やはり白壁郡は存在し、郡領の支配が行なわれていたことを理解できると思うのである。

五 大國玉神社と郷造神社

郡家の近郊には古い神社のあることが多い。真壁郡神代郷（現在の大和村）に式内社、大國玉神社が鎮座している。続日本後紀には、

承和四年三月戊子、大國玉神預官社、以特有靈驗也、十二年七月辛未、授無位大國玉神從五位下。

とあり、社伝には、大國主命及び活玉依媛を祭るとみえる。

また同郡大林郷倉持村（明野町倉持）に郷造神の神祠がある。三代実

録に、

仁和二年六月二十八日丙子、授正六位上郷造神從五位下。

とある。社記には毗那良珠命、武甕槌命、大己貴命、建御名方命、事代主命五神を祭ると記されてある。これについて宮本元球は郡郷考 卷三 眞壁の項で次のように述べている。

倉持車持同訓也。其名にて考るに姓氏録云、車持公、上野君同祖豊城入彦八世孫射狭君之後也。此射狭は即伊讚にて本郡及新治ともに此人治めし故に射狭君と称し二郷の名を負たる程の功業ありしを以て其子孫車持公此地に居て射狭君を郷造神と祭れるにてはなきか。本郡は本新治を割る地と見ゆれば、毗那良珠命を祭れるは由あれども、其他神を祭りしは何如なる故にや。又按神階は天下諸神仁寿元年まで無位なるに皆正六位を授けられ、貞観元年又各一階を叙すれば、仁和二年は前位從五位下なるべし云々。

常陸風土記 新治郡の条に「古老の曰く、昔、美麻貴天皇敷宇の世、東夷の荒賊を、平討たんが為め、新治の国造の祖を遣す。名を比奈良珠の命と曰ふ」とみえるが、勿論歴史事実かどうかはわからない。しかし国造の墳墓と云われる全長九十呎の芦間山古墳は徳持にある。また射狭君も実在の人物か否かは明らかでないが、名に関係するという伊讚村、長沢村には古墳が多く、就中宮山の胴塚山古墳は全長九十八呎もあり、その南方に倉持村がある。こう考えてくると、射狭君は或は眞壁郡司の祖であろうか。郷造神社は子孫の人たちが国造・郡司を祭った神社であったかも知れない。ともかく何れにしても由緒の深い社であると云えよう。

六 谷貝麿寺址と源法寺麿寺址

(一)眞壁町下谷貝の長者屋敷と呼ぶ一帯に布目瓦が散布している。その地は東方に長者池があり、西方と南方は水田である。北方は池に囲まれ

た台地。それと境を接して西北部には東西二百呎、南北二百五十呎に及ぶ中世豪族の堀をめぐらした居館址が残っている。現在は開墾されて畑となつているが、三個の土壇を推知することができる。古瓦のうち丸瓦の複弁文は細弁であつて子房には蓮子九つを容れ、周縁の鋸歯文も鮮かであつて新治麿寺と同様である。平瓦には唐草文が認められる。この寺院は法輪寺式配置をもつものと推考された。なお長者池のある谷の両側の岡の縁辺に弥生式土器が多く出土し、池の近くの岡の突端部に二、三の古墳が見出される。またその谷津頭に清水頭の名をつけたのはもここに清水が湧出していたためであり、古代人の生活に大きな役割を果たしたのである。(綜合郷土研究 一三八頁参照)

(二)眞壁町源法寺家祖内の台地にも麿寺址がある。古老の口碑には、もとそこに七堂伽藍が聳えていたが、中古兵火にかかり廃絶し、その址に後になつて源法寺が移されたが、これもまた明治維新後廃されたという。今日この辺一帯の畑中に散布する布目瓦の破片によつて、その寺域がわずかに想像されるだけである。ただ古瓦の縦繩文と布目と土質に谷貝麿寺のものとは異なる点を認めることができる。(綜合郷土研究 一三九頁参照)

右の二麿寺址はどちらも眞壁町にあり、奈良・平安時代に繁栄した寺院である。従来の私の調査からみれば、恐らくその近くに郡家が存在していた筈である。有力な手掛りとして注意しておく必要がある。

七 条里制の遺構

眞壁郡には三ヶ所に条里制の遺構が認められる。それは眞壁町の伊佐々地区、紫尾地区、桜井・白井地区である。すなわち筑波・加波の連山の西麓から桜川に至るゆるやかな低地は古代の口分田であつたのである。

① 伊佐々条里

伊佐々地区の三千分の一の地図をみると、縦横四センチに区画された

糸・里の線が確認される。しかし長い年月の間に近くを流れる桜川（もとは筑波川という）の氾濫によって糸里の崩れもかなり甚だしい。田崎愛之助氏所蔵（明治九年三月作成）の六百分の一の地図を調べると、遺構は一層明瞭となる。さらに地図に示された市ノ町、二ノ町、三ノ町、四ノ町、五ノ町などの地名は同氏所蔵の伊佐々村御検地地押帳とも合致する。なお栗坪、八町田、長町、広町、下堀などの地名も糸里制の名残とみるべきであろう。糸里の方向は四十五度。大きさは方六町、三十六個坪で一里と推定される。坪の数え方は平行式か千鳥式か明らかではないが、形式は地図をみると、半折形ではなく長地形のようである。水利は桜川、これにそそぐ伊佐々川、さらに山麓の金井部落には豊富な湧水もあって十分であったと考えられる。

② 紫尾糸里

筑波山の西北麓にある東山田部落から桜川に至る広い地域には糸里の遺構がみられる。三千分の一の地図では明らかに三十六個の口分田を指摘することができる。糸里の方向は伊佐々糸里と異なり、正しく東西と南北を示している。長地か半折か、また坪の教え方などは明らかでない。長町、柳町、中坪、福田、寄井などの地名は糸里に関係があらうと思う。弘安太田文には椎尾国貞十町三段、同貞則十八町八段、同助貞十一町二段とある。

③ 桜井糸里

この糸里は真壁町の北部に続く水田である。遺構は現在必ずしも明瞭とは云えないが、地図を開き、また実地調査をしてみると、名残を留めている。糸里の方向は南北の線がやや東にふれている。先の伊佐々、紫尾の各糸里とは近接しておりながら方向を異にする。これは他郡でも指摘したように、地形によるものと推考されるのである。なお弘安太田文には桜井田十七町とみえる。

結 語

白壁郡の存否について、常陸風土記の諸本及び関係ある論文を慎重に分析し、その問題点を解明しようとした。先ず文献上から考証を試み、次に何回かの実地調査を行ない、遺跡、遺物を訪ねてこれを観察し、或は古老から伝承を聞いて判断の手掛りとして、歴史的、地理学的な考察を進めて、白壁（真壁）郡家がいまの真壁町古城に創設されたことはほぼ間違いないことを明らかにした。さらに郡司の系譜を探り、古瓦の出る寺院址、最も由緒のある神社を調べ、糸里制の遺構を突きとめて傍証を固めた。

こうして始めて常陸風土記（西野宣明本、栗田寛本）の本文に記載されている白壁郡の郡名と割註の四ヶ所にみえる白壁郡の名は削除すべきでないという考えに到達したのである。

